

損害賠償等請求事件（控訴審）について

1 第一審の訴状の概要

○訴状送達日 令和6年4月13日

○原告 青森市職員 1名

○被告 青森市 代表者市長 西 秀記

○訴えの内容（令和6年7月31日訴状の訂正あり）

ア 地位確認請求等

① 現行の給与より高い給与を受ける地位にあることの確認及び修正

② 一定の範囲における兼業の容認（取下げ）

イ 調査請求等

① 過去の昇給の修正（取下げ）

② 公務災害事案に係る事故発生原因、再発防止対策等の調査審議及び公表（取下げ）

ウ 金銭請求

① 上記ア①に関する給与の未払額 14,723,253円

② 公務災害事案に関する慰謝料 1,000,000円

計 15,723,253円

エ その他

上記に関する判決及び仮執行宣言を求める。

請求金額に対する訴状送達の日翌日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員の支払い。

2 第一審青森地方裁判所判決の結果

○判決日 令和8年2月27日 午後1時15分

○場 所 青森地方裁判所第2号法廷

○判決の内容

(※)

1 被告は、原告に対し、5万円及びこれに対する令和6年4月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用はこれを625分し、その2を被告の、その余を原告の各負担とする。

(※) 公務災害認定処分を踏まえて、平成26年4月昇給が令和6年6月に至るまで是正されなかったことに伴う原告の精神的苦痛を慰謝するための慰謝料として

3 控訴の概要

○控訴期日 令和8年3月12日

○控訴状送達日 令和8年5月7日

○控訴人 青森市職員 1名

○被控訴人 青森市 代表者市長 西 秀記

○控訴の趣旨

ア 原判決中控訴人敗訴部分の取消

- ・原判決中控訴人敗訴部分を取消すること

イ 金銭請求

- ・第一審における金銭請求額15,723,253円から第一審で認容された50,000円を控除した15,673,253円を支払うこと
- ・上記請求金額に対する令和6年4月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うこと

ウ その他

- ・仮執行宣言をすること
- ・訴訟費用は第1審、第2審とも被控訴人の負担とすること

4 口頭弁論期日

○口頭弁論期日 令和8年7月10日 午後1時30分

○場 所 仙台高等裁判所第401号法廷